

お知らせ

2019(平成31)年3月1日

照会相談業務における西暦表記について

平素は、当会が実施する「照会相談業務」に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会は、2019(平成31)年4月1日から、年表記・年度表記について、原則として西暦表記とすることとしました。

これに伴い、「照会相談業務」に関する文書についても、当会から発出する文書については 西暦表記 とすることとしました。

なお、お申し込みにあたり、申込書に記載する年月日については、西暦又は和暦のいずれでも結構です。

今後とも一層の御愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 電波産業会
利用促進部